

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和7年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和7年6月17日（火） 開会：午前9時59分 閉会：午前10時49分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第49号 工事請負契約の締結について

議案第50号 工事請負契約の締結について

議案第52号 筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について

議案第54号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）のうち所管の補正予算

議案第57号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	塚田 砂与君			
委員	吉富 泰宣君	委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	
委員	増渕 慎治君	委員	仁平 正巳君	委員	三浦 譲君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 宮川 尚訓君

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） 定刻でございますので、ただいまから福祉文教委員会を開会したいと思います。

なお、ただいまの出席委員は8名であり、よって委員会は成立しております。

それでは、当委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、契約議案2案、条例議案1案、補正予算議案2案について、所管部ごとに審査願いたいと存じます。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） また、筑西市議会基本条例第19条による議員間討議を希望される場合は、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第49号「工事請負契約の締結について」を審査願います。

まず、健康増進課から説明をお願いいたします。

岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） 健康増進課、岩下でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第49号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。令和7年5月16日付で条件付き一般競争入札（電子入札）に付した協和保健センター改修工事（建築・機械設備）について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、協和保健センター改修工事（建築・機械設備）でございます。2、契約金額、1億4,850万円。3、契約の相手方、筑西市蓬田350番地4、株式会社常陸建設、代表取締役、飯島賢一でございます。

次ページの参考資料を御覧願います。協和保健センター改修工事の概要でございます。協和保健センターは昭和63年2月に竣工し、これまで適宜維持管理を行っておりましたが、他の施設と用途を共用して施設利用を図るため、改修工事を実施するものであります。工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和8年2月27日までの約8か月間を予定しております。なお、工事の請負契約につきましては、5月16日開札、5月19日に仮契約を締結しているところでございます。施設概要といたしまして、敷地面積は5,216.7平米でございます。施設の構造は、鉄筋コンクリート造でございます。建築面積は843.92平米。延べ床面積は811.20平米でございます。

次ページからは、配置、案内図等平面図、屋根伏図、立面図でございます。こちらは、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最初に伺っておきますけれども、多目的研修センターのほうの工事は、今回は上

程しないということですよね。それ1つ確認したいと思います。

それと、お聞きしたいのは、設計金額をどのようにして決めていったのかというプロセスを伺いたいわけなのですが、まず内部で、担当のほうで、どういう改修にしようかということで、構想を練ったと思うのです。その構想を設計委託しなくてはならないので、見積りを組んで、設計、入札にかけるといことだと思のですが、その辺のプロセスをもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。その2つお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） お答えいたします。

多目的研修センターにつきましては、所管が教育委員会となっておりますので、保健福祉部では管轄しておりません。以上です。

設計金額のプロセスについてお答えいたします。まず、内部でどのような構想を練ったかということでございますけれども、協和保健センターにつきましては包括管理で、年に4回ほどの点検を行っております。また、不具合がそれに準じて申入れがありますので、そちらの不具合等も確認した上で検討した上、内部のほうでどこの修繕箇所を優先的に行うべきかという検討をしております。また、協和保健センターの場合、集合化後には主な利用者が高齢者になること、または少人数での講座等での利用が多くなることを踏まえ、会議室等の確保ということも検討いたしました。これらの問題点等を設計事務所のほうと協議をしまして、実際に現地なども確認した上で設計のご提案をいただき、材料などにつきましては、その提案を基にして、検討を行って、設計のほうをしております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） できるだけ経費は安く、同等の効果ということで考えたと思うのですが、それで今回の改修は建築ではないので、非常に単純な工事だと思いますけれども、それでもいかに安く同等の質でやるかということを検討したと思うのです。その上では、工法だとか材料、材質、これらも検討したと思うのです。それは設計者と相談しないと、市のほうでは専門ではないから分らないと。その辺のやり取りどの程度行ったのかなと。我々はよくその辺の事情分らないので、設計側はそういう技術的なものは非常に詳しいので、どうしても設計者の主導的に決められるのではないかというふうな危惧も持っているので、その辺のところをお願いしたい。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） お答えいたします。

本日、追加資料として提示しております協和保健センター改修工事の経緯についてもご確認いただきたいと思います。こちらの改修内容の検討にも書いてありますとおり、利用者の皆様が安全に利用できることをまず設計事務所のほうに伝えました。また、施設の機能を低下することなく、最善の工法の提案と工事費の縮減を図るように伝えるとともに、施設の状況を確認しながら協議をいたしております。

また、改修工事設計委託業務のときには、単価につきましては、国の公共建築工事積算基準に基づいており、労務費や資材単価などは、標準単価や積算資料などの刊行物及び複数の見積りによる積算を行い、最安値の見積りを基に決定しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 工法というのは、大体決まっているという感じですよ、点検した結果。あとは、材料、材質なのですから、建築関係ではいろいろな材料があるのです、同じ役割をするにしても。そうすると、どれを選んだらいいかというのは、どういうふうにして相談しながら決めていくのか、その部分の経費って結構かかるらしいのです。材質なんかでもピンからキリまであるということで、その辺の決め方というのはどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、材料の単価などについては国の公共建築工事積算基準に基づいております。また、それに載っていない材料などにつきましては、複数業者から見積りを取っていただき、それで積算資料とさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 簡単にやりますので。特に材質の面では、選択肢としてこんなものもあります、こんなものもあります、こんなものもあります、ただし値段はそれぞれですよというふうに説明が普通はあったのではないかと思います、そういう場面があったかどうかだけでもいいです。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） お答えいたします。

追加資料の次のページ、工事設計委託の際の検討事項を御覧ください。例を申しますと、屋根に関してでございます。屋根に関しましては、現時点では現地調査においても特に著しい雨漏りなどの劣化は認められませんでした。提案としましては、設計事務所のほうから、全面的に防水を行う、これが一番建物の長命化には適していると言われましたが、委員おっしゃるとおり、工費のほうがかなり高額になるというご提案を受けました。また、屋根が比較的しっかりしているということもあり、塗装のみでもある程度の耐用年数は持てるのではないかと提案がありまして、内部でも協議した結果、塗装のみの今回の改修を選択いたしました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 3点お聞きしたいと思います。

今回の工事は、予防保全案件なのか事後保全案件なのかという内容が1点。

関連するのですが、経過年数がもう既に37年も経過をしている建物で今回工事をするということで、これ耐用年数はもっと延ばしますよということで、その分減価償却も長くなるのですよということなのかという内容が2点目。

3点目、用途共用しますということでご説明ありました。ということは、共用した分どこかの施設の面積は減らされたのかどうかという部分の3点について教えていただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） お答えいたします。

まず、1点目の予防保全なのかというご質問につきましては、建物の予防的な保全も兼ねての改修ということになります。

続きまして、2点目、耐用年数につきましてはですが、こちらの協和保健センターのほうは鉄筋コンクリート造ということで、国の定められている基本的な耐用年数が50年となっております。現在37年ということですので、今回複合化に基づきまして、10年から20年の使用を考えております。

また、用途共用につきまして、追加資料でご提案してある参考資料になります協和保健センター近隣施設の機能集約複合化計画にも掲載されているとおり、協和保健センターと協和ふれあいセンターを共用するものでありますので、今後協和ふれあいセンターのほうは解体設計をして解体ということになります。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。

2点目の質問の中で、プラス10年から20年ですよとおっしゃっているのは、耐用年数が50年ですと、鉄筋の場合、ということは、60年から70年ですよというふうにおっしゃっているということでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） お答えいたします。

そのように考えております。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を終結いたします。

議案第49号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第52号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」を審査願います。

長塚地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 地域医療推進課、長塚でございます。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

議案第52号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」ご説明いたします。

本条例は、市内の指定病院で医師として勤務しようとする者に対して、就学に必要な資金を貸与するこ

とにより、指定病院の医師確保に資することを目的としております。

まず、主な改正理由といたしましては、この地域において、特に充実する必要がある診療科の医師をより効果的に確保するため改正を行うものでございます。

1 ページを御覧ください。改正内容といたしまして、第1条の目的では、指定病院で勤務する医師は特に充実する必要がある診療科の医師と明確にいたしました。

次に、第2条では、病院のみであった指定に診療科を加えるものでございます。

次に、第3条、第10条、2 ページに移りまして、第11条及び第12条は、指定病院での勤務という条件を指定病院の指定診療科での勤務と改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例は改正後に応募した修学生が対象となり、現在の修学生については現行条例を適用することとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 説明ありがとうございます。ちょっと1点教えていただきたいのが、前回議案質疑のほうでも、市長、医師確保に向けた改定ですとおっしゃっていましたが。そうすると、この条例を変更する前はどのような課題があって医師確保ができなかったのか、今回条例を改正して、文言いろいろ修正されることによって、どのような課題が解消されるから、医師の方が応募されるのですよという基本的に担当さんはプロセスをお考えになって、どのような効果がもたらされるというふうにお考えなのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁いたします。

今回、約8年ぶりに医師修学生の再募集というのを当課のほうでお願いしたわけでございますけれども、現在10名ほど修学生がいらっしゃいます。専門研修を8名の方、初期研修を2名の方が日本全国の病院で研修中でございます。そういった方が指定病院のほうに勤務されまして、実際に臨床の現場に立つというのが、予定としまして来年の4月1日から順次医師が増えていくところでございます。この10名が義務年限といいますか、貸与した分その分働いていただきますけれども、それが終了してしまうのが令和19年を見込んでおります。ということで、全員がもし指定病院から自分の行きたい病院に行かれた場合には、医師の数は令和19年の段階でゼロになってしまうということで、市といたしましても医師確保というのは、この茨城県、特に県西地域、少ない地域でございますので、そういった課題に少しでもアプローチしていくために、医師のほうを1名でも2名でも継続して確保したいというのは一番ありましたので、今回何とか予算をつけていただいて再募集に至ったという次第でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。そうすると、この文言で募集するときに、例えば指定診療科がという文言増えていますけれども、その診療科を記載することによって、募集してもらいたい方々は、これはそういった診療科、7科おっしゃっていましたが、要はこの条例に追加することによっ

て、従来、10年前よりは基本的に募集に来られる方は間違いなく応募していただける確度は高いぞという整理でよろしいのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁いたします。

確度につきましては、正直、本当にという確証は、申し訳ございません、ありません。しかしながら、指定診療科を指定するに当たりまして、両病院、協和中央病院の黒川先生と茨城県西部メディカルセンター、西部医療機構の水谷先生、あとは真壁医師会の榎戸先生と河上先生、この方たちと協議、相談させていただいたときに、今後の医療需要の動向などを踏まえまして、よりこの地域で必要なところの診療科目はこの7科でしょうという結論をいただきましたので、内科ですとか小児科、外科、整形外科、メジャーな科はありますので、確度については確証はないのですけれども、それなりにあると考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 協和中央病院にも、それから茨城県西部メディカルセンターにもこれ以外の科がありますよね。特に大事だという科は分かりましたけれども、そのほかを希望する受給者がいた場合どうなるのかなというところがありますけれども、もうちょっと科を広げるとか、そういったところの検討というのはどうだったのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁いたします。

三浦委員ご指摘のように、7科以外にも茨城県西部メディカルセンターについても協和中央病院についても、診療科はございます。ですので、施行規則のほうに、先ほど規定されました7科以外の部分で、その他市長がこれらに準ずると認める診療科というものを規定する予定でございます。それを規定することによって、7科以外の応募があった場合にでも、選考委員会においてそこは審議されることとなりますけれども、やっぱり修学生の熱意だったり、その状況だったりというのを見て、これは仕方ないでしょうと、取ったほうがいいのではないのでしょうかという結論があれば、取れるようには規則のほうで定めていきますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を……

塚田委員。

○委員（塚田砂与君） ご説明ありがとうございます。これ途中で学生さんが変更されたいといった場合にはどのようにされるのか、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） 答弁いたします。

塚田委員おっしゃるように、やはり長い年月の上で、大学生の方がいろいろな状況で勉強だったり、研修だったりする中で、やっぱり自分はこの科を希望したけれども、別の科に行きたいという場合もあるかとは思いますが。ゼロ%ではないと思っております。そういった場合にも、当課が事務局になっておりますので、日頃から現況のほうを確認させていただく、あとは懇談会などを開いて、現状どうなっているのかというのを確認します。もし不都合があった場合には、もちろん修学生のほうから当課のほうに相談等ありますので、その際には対応はこちらのほうでしまして、今現状で申しますと、困難なというか、対応し切れないという問題は今のところ発生しておりません。今後につきまして、もしそういった希望があるのであれば、もちろん指定病院のほうと協議させていただいて、よりよい方向でということもありますし、最悪の場合、全くない診療科で両病院でやらないといった場合には、修学生のお考えもあれですけれども、返還いただくということもあるかと思えます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 塚田委員。

○委員（塚田砂与君） どうもありがとうございました。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

では、質疑を終結いたします。

議案第52号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決をいたします。

議案第52号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第54号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をいたしたいと存じます。

まず、健康増進課から説明をお願いいたします。

岩下健康増進課長、お願いいたします。

○健康増進課長（岩下寿子君） 健康増進課、岩下でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第54号のうち、健康増進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の13ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。1段目、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料、説明欄、定期予防接種事業3,210万円の増額をお願いするものでございます。これは、今週開始の新型コロナウイルス予防接種において、令和7年度は新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成を実施しないという国の決定に伴い、ワクチン費用の一部助成分を増額するものでございます。なお、総接種費用の3割については、普通交付税措置が講じ

られることとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） すみません。1点教えていただきたいのが、ワクチンの種類なのですが、通常の、我々はメッセンジャーRNAを中心に打たせていただいたのですが、これでは例えばDNAとか、特にウイルスベクター関係の明治ホールディングスさんのやつも、筑西市でも医療機関にこれ希望すれば打てるのか、あるいは不活化ワクチンとか組み換えタンパクワクチンとかも含めて、要するに受けた人の希望があるのか、それともお医者さん側の提案というかというような部分についての種類の、要するにやり方というのは何かルールの部分というのはあるのかどうかちょっと教えていただければと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 岩下健康増進課長。

○健康増進課長（岩下寿子君） ご答弁申し上げます。

ワクチンの種類につきましては、令和6年度新型コロナウイルス感染症予防接種に承認されたワクチンは5種類となっております。令和7年度につきましては、まだ毎年見直すということで、国からの情報を待っている状況ですので、お答えはできません。

あと、メーカーとか、あとは種類についての選択につきましては、医療機関によってどのワクチンを仕入れるかということについても違ってくると思いますので、その都度受ける方とのお話、医療機関に確認をしながらの接種ということになると思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 次に、質疑ある方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、社会福祉課から説明を願います。

石嶋社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（石嶋充広君） 社会福祉課の石嶋でございます。よろしくお願いいたします。着座で失礼します。

議案第54号のうち、社会福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

9ページ、3段目を御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款16県支出金、項3委託金、目3民生費委託金、節1社会福祉費委託金、説明欄5、社会保障生計調査委託金に1万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、厚生労働省が実施する社会保障生計調査に伴う茨城県からの委託金でございます。詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、12ページを御覧願います。最下段、3段目を御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護総務費、説明欄、生活保護一般事務費に89万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国が行っています被保護者調査

の調査項目変更及び生活扶助基準見直しに係る事務対応を行うため、現在使用しています生活保護システムの改修を行うものでございます。

次に、その下、説明欄、社会保障生計調査費に1万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳入でご説明しました厚生労働省が実施します社会保障生計調査につきまして、茨城県から委託を受け、生活保護を受給しています世帯の家計収支の実態を把握する統計調査を行うもので、その調査員手当の額が予算編成時よりも増額となったことによるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 歳入の問題なのですが、システム改修をするその必要性は国の、言ってみれば、改正ですよね。そうした場合には、改修費は割と今までは国から出ていたのですよね、全額。今回はどういう、何でこういう扱いなのかなという。

○委員長（大嶋 茂君） 石嶋社会福祉課長。

○社会福祉課長（石嶋充広君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、国からの補助予定は今のところでございます。ただ、今のところ時期が明確になっていないので、今回の歳出のほうには計上できかねました。一応予定としては2分の1を予定しているということで国から通達がありますので、そちらが時期が決定次第、歳入のほうの補正予算のほうは上げさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明願います。

野村障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第54号のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案書9ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。上段2行目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄53、障害者総合支援事業費補助金に16万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害福祉サービスの報酬請求システムのサービスコード修正に伴うシステムの改修費用に係る補助金でございます、補助率は事業費の2分の1でございます。

続きまして、12ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。中段、款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、住民情報システム（障害者総合支援）改修事業に33万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定がございましたが、報酬算定に伴い、用いる単位数が見直されることに対応するため、既

に令和５年度に障害者総合支援システムの改修を行ったところでございますが、全国的な報酬請求システムのサービスコード設定誤りが判明したため、連携する障害者総合支援システムについても改修が必要となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（大嶋 茂君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第57号「令和７年度筑西市一般会計補正予算（第２号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課認定こども園せきじょうから説明願います。

小里こども課認定こども園せきじょう園長、お願いします。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） こども課認定こども園せきじょう園長の小里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第57号「令和７年度筑西市一般会計補正予算（第２号）」のうち、こども部所管の補正予算についてご説明いたします。

６ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。すみません。追加議案です。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 暫時休憩します。

休 憩 午前１０時４０分

再 開 午前１０時４３分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

６ページ、手動で開けてください。よろしくお願いいたします。

小里こども課認定こども園せきじょう園長、よろしくお願いいたします。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） それでは、６ページを御覧願います。款16県支出金、項３委託金、目10教育費委託金、節１義務教育費委託金、説明欄16、幼児教育に関する実践的調査研究事業委託金といたしまして、５万円の増額をお願いするものでございます。これは、幼児教育に関する実践的調査研究事業に係る県からの委託金でございます。事業の詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

その下、款21諸収入、項６雑入、目６雑入、節２雑入（総務）、説明欄81、雑入に10万円の増額をお願い

するものでございます。これは、幼児教育に関する実践的調査研究事業の委託を受けたことに伴い、公益財団法人日本教育公務員弘済会茨城支部の特色ある研究校助成の対象園となったことによる収入でございます。事業の詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、8ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。下段にあります款3民生費、項2児童福祉費、目5認定こども園費、説明欄、認定こども園せきじょう管理運営経費に15万円の増額をお願いするものでございます。

次に、9ページを御覧願います。これは、今年度認定こども園せきじょうが幼稚園や保育所、認定こども園における教育課程及び保育課程の編成の在り方や、指導方法などの課題について実践を通して解明するための幼児教育に関する実践的調査研究事業の実施市町村として県の教育委員会から指定されたため、事業の実施に当たり必要となる経費を計上するとともに、公益財団法人日本教育公務員弘済会茨城支部より指定を受ける特色ある研究校助成の実施に当たり必要となる経費を計上するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 簡単でいいのですが、特色あるといううたい文句がありますので、ちょっと内容を説明をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小里こども課認定こども園せきじょう園長。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） ご答弁いたします。

認定こども園せきじょうでは、研究の主題を連続性から学ぶ環境構成の在り方、保育エンゲージメント向上とともに、充実した園生活を目指してという題目で研究を実施したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 言葉が難しくて分からないのですが、ちょっとかみ砕いてをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 小里こども課認定こども園せきじょう園長。

○こども課認定こども園せきじょう園長（小里茂之君） 単純に遊びとか保育の中で単発で終わることなく、連続性を持たせた保育を実践することによって、保育の協調性や園児たちの取組を育むものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

質疑を終結いたします。

議案第57号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案57号の採決をいたします。

議案第57号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決いたしました。

以上でこども部の審査を終了いたします。

ここで休憩いたします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時59分

○委員長（大嶋 茂君） では、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより教育委員会の審査を始めたいと思います。

議案第50号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

文化スポーツ課から説明願います。

なお、執行部から提出のありました資料、タブレット端末に格納してあります。

それでは、成田文化スポーツ課長、お願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 私、文化スポーツ課の成田でございます。4月の組織改正に伴いまして、生涯学習課から文化スポーツ課が分離したということで、文化スポーツ課が説明をいたします。着座にて説明いたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 議案第50号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和7年5月19日付けで条件付き一般競争入札（電子入札）に付した明野トレセン・武道館大規模改修工事について契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上の工事は議会の議決に付すべき契約となっておりますので、議会にお諮りするものでございます。

契約の内容といたしましては、1、契約の目的、明野トレセン・武道館大規模改修工事。2、契約金額、2億2,990万円。3、契約の相手方、田中・アローズ特定建設工事共同企業体、代表構成員、筑西市藤ヶ谷2075番地、株式会社田中工務店、代表取締役、田中邦明、構成員、筑西市成井632番地24、株式会社アローズ、代表取締役、新井達夫でございます。

この工事は、明野トレーニングセンター及び明野武道館の施設老朽化や劣化、破損を原因とする雨漏りなどにより、施設利用時に支障を来しているため、屋根の改修工事を中心に実施いたします。市民や特に明野地域の利用者の皆様からは「早く直してほしい」、「できるだけ短期間で工事を終了してほしい」などたくさんのご意見を頂戴しております。担当課といたしましては、施設ご利用の皆様にご安心安全にご利用していただくためにも、雨水の浸透によって緩んだ床面の修繕やトイレの洋式化なども行い、施設環境の改善を図ってまいりたいと思います。

参考資料、「明野トレセン・武道館大規模改修工事 工事概要」を御覧ください。工事概要の主な部分をご説明いたします。工事名、契約金額につきましては、ただいまお伝えしたとおりでございます。

工事期間は、本契約の効力を生じる日の翌日から令和8年3月27日までの約9か月間を予定しております。

す。なお、工事請負契約につきましては、5月19日開札、5月21日に仮契約を締結しているところでございます。

工事の内容でございますが、建築工事では、屋根工事、外壁工事、防水工事。そして、電気工事では、トイレ、電灯のコンセント改修工事、呼出し表示装置の工事。また、機械工事では、衛生設備、給水設備、排水設備、換気設備など主にトイレの洋式化改修工事等を行う予定となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この明野トレセンと武道館、造った時期は多少ずれているのですが、経年劣化といえればそれまでなのではございますが、度々雨漏りで何度か小規模改修していますよね。それでも結局直らないと。今回大規模改修ということで、カバー工法で主に屋根のほうは雨漏りを直すということなのではございますが、これ今まで何度もやっても直らない、屋根の構造が非常に複雑な構造になっているのを見ても素人でも分かるのではございますが、もしまた雨漏りするようなときは補償問題はどうかというのかというのが1点。

それで、9か月間かかると言いますが、この間の休館はしてしまうのかどうか、どういうふうにするのか、それだけお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 委員のご質疑にお答え申し上げます。

委員おっしゃるように、体育館の部分と武道館の部分がこれ建築年数が違いますので、中間で、途中で継ぎ足しをしているような工事の構造になっております。ですから、年数の違いはありましても、やはり1回で造った建物ではありませんので、そういったところからも多分染み出しは当然出ていると思われます。何年もかかって小規模の修繕は繰り返してきました。ただし、やはり雨漏りの場合は、水が入った部分でばたばた垂れる場合もありますけれども、屋根の骨を伝ってまた別なところで雨漏りが発生するとか、やっぱりなかなか原因が特定できないものです。工事をしながら、また雨の日の状況を見て、また工事をして手直しをしてというのを繰り返してまいりましたが、やはりそのときそのとき最善の工事内容と思われるものを精いっぱいやってまいりましたが、やはり改善に至らなかったというのが、今回この大規模改修につながってしまったものです。

屋根材のメーカーの補償に関しては10年、場合によっては塗装を繰り返すことによって、30年、50年と延びていくということです。今、部材で使っていますガルバリウム材は軽量でありまして、もともと使っていたのがアルミの屋根だったものですから、そこにかぶせる工法、それが一番安価で、全部の屋根を張り替えるよりも安く、あとは構造的にはカバーをしますのです、よりちょっと強度も強くなりますし、あとはもともとの屋根と新しい屋根との間に空気層を設けます。それによって、暑さも防ぐことが多少できます。あとは、寒さも防ぐことができると、そういった利点もありますので、今回カバー工法は採用いたしました。

あとのご質疑、休館についてでございますけれども、工事中はやっぱり安全を第一に考えまして、もう既にスポーツ団体、利用者の皆様には、この工事をするということをご説明申し上げていまして、工事の期間中は利用はできないということでそれはお話は差し上げています。工事の場所場所で空いているところは使え

るよということでやってしまったとしても、利用者はやはりお子さんが多いものですから、工事現場に入ってしまうとか、そういったおそれもあります。ですから、一応全館休館といたします。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 説明よく分かりました。ただ、私が危惧しているのは、全ふき替えをすると相当な金額になってしまうので、カバー工法でやると。だけれども、万が一また雨漏りが発生した場合に、その補償をきちんと契約書にうたってあるかどうかが問題なのです。せっかく安く上がるってやっても、また雨漏りが繰り返したのでは、9か月間も休んで利用者に迷惑かけて、それでは何にもならない。

また、トイレの改修は当然だと思うのですが、体育館、それから武道館のエアコンの設置というのは考えなかったのですか。お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） トイレは、まず本当に洋式トイレ、まだ洋式化になっておりませんでして、やはり利用者の皆様から不便だという声はたくさん上がっておりました。そういったこともあります。あとは、保護者の方とか、観覧者の方も見えますので、当然洋式化というのは今の流れでは設置やっぱり必要かなということで設計のほうには盛り込みました。

エアコンのほうなのですが、エアコン設置に関しては、市内の避難所、まずそちらのエアコン設置が優先ということもありましたけれども、実は体育館がやはり昔の造りです。エアコンをしっかりとつける構造ではありませんので、かなり例えば壁の間に断熱材を入れるとか、例えば隙間風が入らないように二重の今度はサッシにしていかなければならないとか、あとは体育館のエアコンですから、普通の家庭用のエアコンということではなくて、上に空気抵抗ができるだけスポーツに影響を与えないような造りでやはりやっていかなければなりませんので、それこそちょっと大改造になってしまいます。そうしますと、価格もかなり上がってしまうということもありまして、またあと工事期間も長くなってしまうということもありまして、空調の設置のほうはちょっと断念したということは申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） いや、補償、補償。間違いないかどうか。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長、あと補償の件ね。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 建物の工事の補償ということですね。契約書の中に瑕疵行為ということで、そこはしっかりと盛り込めさせてもらいたいとは思っております。しっかりここはやります。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員、よろしいですか。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） ありがとうございます。私のほうからは、これ施設カルテ見ますと、明野トレセンのほう41年目、造って、武道館のほう28年目です。今回その工事をやっていただいて、この耐用年数というのはどういう形で延びていくのか。さっき塗装で10年というような部分でお話になっていたのですけれども、だから10年後まではやるとかというようなプランでお考えなのかという部分も含めてお願いしたいのと、あとカルテ上、武道館のほうは改修、償却入っていたのですが、明野トレセンのほうは償却入っていなかったのですね、ここ。令和4年度のカルテ見てきたのですけれども、これって今回工事や

ることによって、明野のトレセンのほうも減価償却入りますよというような部分あるのかどうか、その2点お願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

屋根のほうは、結局塗装がやっぱりだんだん薄れてくるのが大体10年ぐらい。ただし、材質自体はもちます。結局10年で材質が駄目になってしまうのではなくて、さらに防水の塗装、それをするさらに延びるということです。ですから、材質だけでいきますと40年、50年、その辺は持ちます。ただし、防水の、要は上に塗装を膜をかけることによってさらに伸びていく、そういったことでそういった材質になります。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。耐用年数としては、例えば明野トレセンあとプラス40年ということは、41年たっているんで、プラス40年の80年はもたせたいよと。その間、予防保全の観点で塗装は15年なのか分からないですけども、少額でやっていきますよという内容というふうに私は理解しましたけれども、それでいいですねという内容が1点。

明野トレセンのほうは減価償却は始まりますよということでもいいのかという部分について、またお願いいたします。ちょっと一応施設カルテのほう、令和4年度の施設カルテ、明野トレセン見てくると、償却がゼロになっていたんで、これゼロなのだ、41年もたっているから、もう償却終わってしまったのかなと思ったので、今回の工事が入ることによって、また償却スタートするのかどうかという部分だけ教えていただければと思います、そうしたら。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 我々のほうの工事の中では、設計のほうともお話ししているのですが、今後四、五十年ぐらいはもう長寿命化ということでもたせていくということをもまずは前提に進めてはおります。

○委員長（大嶋 茂君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） だから、今回工事で要するにコストを発生させたわけなので、ほかの建物もそうなのでしょうけれども、減価償却で支出発生させていただいているはずなので、だから今回工事で、基本的にもう償却終わっている物件だったら、償却が、もう今度はゼロだから、あとはいろいろと使えば収入が上がっていくだけですよということなのだと思いますが、今回工事やることによって、明野トレセンは費用が発生しているわけではないですか。だから、多分毎年減価償却発生させて、それで償却させるのかなというふうに思っていたというだけなのですけども。だから、本来は償却しますよというふうに言っていたらそれで終わりの気持ちだったのだんですけども、償却しますよということによろしいのですかという。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えします。

償却していくということです。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 屋根については、工法も材質もよく分かりました。

それで、あとは壁のほうを設計のほうとどういうふうに協議をして、できるだけ安価で丈夫というふう

にしたのかというのをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

もともとある外壁のほうはそのまま利用するのですが、剥がしたりとか交換とかはしません。ただし、その塗装の上にさらに新しい塗装を塗っていくということで、さらに膜をもうちょっと、要はちょっと厚めにやってくということのそんな工事を考えています。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 塗料でやれば、外壁取り替えるよりは安いということですよね。その耐用年数というのは、塗装の耐用年数というのはどのくらいなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

塗装の場合は10年ということで、メーカーのほうの基準としてはなっております。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

議案第50号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決をいたします。

議案第50号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審議を願います。

まず、学務課から説明を願います。

稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） 学務課、稲川です。よろしくお願いします。着座にてご説明いたします。

議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明いたします。

5ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正（追加）でございます。下から1段目、校務用パソコン賃貸借（R7）につきましては、令和7年度中に令和8年度から令和12年度までを含めた学校教職員が使用する校務用パソコンの賃貸借契約を締結するため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

9ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。下から3段目、款18項1寄附金、目10節1、説明欄、教育費寄附金に110万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、教育関係事業への指定寄附として、市内の関東道路株式会社様から100万円、下館筑西報徳壹圓塾様から10万円のご寄附をいただいたものでございます。寄附金の使途につきましては、歳出にてご説明いたします。

14ページを御覧願います。3、歳出でございます。中段の2段目、款10教育費、項2小学校費、目2小

学校教育振興費、節17備品購入費、説明欄、小学校教育振興事業に7万3,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、教育関係事業への指定寄附10万円を小中義務教育学校22校分で案分し、小学校及び義務教育学校前期課程16校分を小学校教育振興事業に充当し、小学校図書室の図書の購入に活用させていただくものでございます。なお、ご寄附をいただきました下館筑西報徳壹圓塾様から寄附に際し、栄光出版社、著者、三戸岡道夫氏の「二宮金次郎の一生」を全校に配布してもらいたいとのご要望があったことから、この本を購入し、配付をいたします。

次に、下段の1段目、款10教育費、項3中学校費、目1中学校管理費、節17備品購入費、説明欄、中学校保健運営事業に158万1,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、教育関係事業への指定寄附100万円を中学校保健運営事業に充当し、AED2台の購入及びAEDを屋外に設置するための屋外収納ボックス5台を購入するものでございます。これにより、各中学校及び義務教育学校後期課程には既存分を含め3台ずつのAEDを整備し、屋内に2台、屋外に1台配置いたします。これは、中学校、義務教育学校後期課程は、体育の授業や学校部活動等による屋外での活動時間が長いこと、災害時には一時避難所として開設されることなどから、学校施設利用者はもとより、近隣住民の緊急の際に24時間使えるAEDとして利活用を図るものでございます。

次に、下の段、目2中学校教育振興費、節17備品購入費、説明欄、中学校教育振興事業に2万7,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、先ほど小学校教育振興事業でご説明したとおり、教育関係事業への指定寄附を中学校教育振興事業に充当し、中学校図書室の図書の購入に活用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

○委員（仁平正巳君） AEDのことなのですが、鍵のかからない、近隣住民も24時間使えるようなもので、大変いいと思うのですが、もし盗難とかそういうセキュリティについてはどういうふうに考えていますか。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

AEDのボックスにつきましては、基本的に誰でも使えるようになっていることから、鍵をかける構造にはなっておりません。ただ、ボックスを開けるとブザーがなります。それによって、ある程度盗難の対策はできているものと察しますけれども、ただAEDを盗まれた場合に、実際に盗む原因としては売れる、ほかに売れるような市場があるということであれば盗みが多く発生するかもしれませんが、大手のインターネットやフリーマーケットサイトでは、AEDの取扱いをしてごさいません。なので、販売ルートがなければ、盗難は少なくなるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 仁平委員、よろしいですか。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 私は、5ページの債務負担行為の補正なのですが、校務用のパソコンということであるのですが、これは大体何台ぐらい購入、リースするのかということと、あとは全教員分の入替えにつながるのでしょうか。その辺まず聞きたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

こちら台数については、約600台を予定してございます。こちらは、全教員対象でございます。ただ、こちらはウィンドウズ10を対象とした機器を交換する予定でございます。ウィンドウズ10のほうは今年度10月でサポートが切れることから、そのような予定でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） その中身なのですけども、このソフトというのはどういったソフトなのかということと、あとこれほかの学校、例えば学校が異動してもどこの学校でも同じように共有して使えるというものになっているのか、それとも学校単位で中身が変わってきてしまうのか、それはもうみんな全部共通で使えるというのですか、これから。それを2つ目として。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

パソコンのスペックにつきましては、インテルのCore Ultra 5、またはRyzen 5でメモリ16ギガ以上、SSDが256ギガ以上を想定してございます。

異動したとしても同じ機種でございますし、同じソフトを使っておりますので、対応はできるものでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 最後なのですが、これセキュリティーの問題で最近ニュースで取り上げられていて、例えば個人情報が出るとか、あとはこれ本来は駄目なんでしょうけれども、持ち帰り仕事って駄目になっているのではないですか、本来。ただ、これ現場の状況で言えば、USBに持って行って持ち帰ったりとか、そういうこととしてはいけないのですけれども、それ以上にパソコン自体でそのセキュリティーの対処、そういったものがしっかりできているのかどうか、それは例えば買取りだとなかなか難しいのですけれども、今回リースということで、その辺のサポートも入っているのかどうかだけ最後に聞きたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

サポートのほうは入ってございます。機器のほうは、指紋認証によるパソコンの立ち上げになってございます。

また、この校務用パソコンについては、有線LANにつないで業務を行うことになっておりますので、セキュリティー面には強化されていると思います。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） パソコンのほうなのですが、600台ですよね。それで、これは校務用パソコンだけで、ほかの例えばコピー機だとかというのは入っていないということで理解していいのでしょうか。それが1つ。まず、それから。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

パソコンだけでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 5年間で3億7,000万円ぐらいですから、600台でいくと、1台あたりは年間どのくらいという計算になりますか。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） 1台あたり一月1万800円程度になります。リース料ですね。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これ機械だけではなくて、ソフトのリースそっくりという意味なのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

マイクロソフトの有償ソフトを含んだ金額になります。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私が聞きたいのは、校務用パソコンだから、校務用のソフトがいろいろ入っていると。それを含めて、そういうのは様々な校務用のソフトを含めてのリース料と。機械代だけなら、高い金額ですから。

○委員長（大嶋 茂君） いいですか。

稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） すみません。今回の調達は、機器とシステムなので、そのような形で、校務用支援システムの使用料は入ってございません。機器とシステム、ソフトになります。パソコンを使うだけのソフト、OS。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうしますと、月1万円ちょいですと、年間12万円ということになりますので、機械を借りる部分、本体を借りるだけならば高いような気がするので、その辺のちょっと理由を知りたいなというところです。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長、答えられますか。

稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

現在、やはり物価高騰の影響を受けておりますので、そのようなことから、単価が上がっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 私の疑問は、1年で12万円、5年間リースで60万円なのですね。ということに、60万円になるので、非常に機械だけなら高いなという疑問を持っているので、その辺が分かるといういいということなのです。

○委員長（大嶋 茂君） 稲川学務課長。

○学務課長（稲川栄士君） お答えいたします。

毎月1万800円の金額は、やはりこの機器の賃貸借上、今の物価高騰などを反映すると適当なのかなというふうに判断いたします。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明願います。

久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） 義務教育学校整備課、久保田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

14ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。中段の款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、説明欄、小学校施設管理費に720万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、小学校における植栽管理の委託料としまして、令和6年度に実施しました樹木医による樹木健全度診断の結果に基づき、倒木等の危険度が高い樹木の伐採を計画的に実施するほか、突発的な事案に対応する樹木剪定の費用でございます。

続きまして、下段の款10教育費、項3中学校費、目1中学校管理費、説明欄、中学校施設管理費に167万円の増額をお願いするものでございます。こちらの内容につきましても、先ほどの小学校管理費での説明と同様に、倒木等の危険がある樹木の計画的な伐採、そのほか突発的な事案に対する樹木の剪定の費用について増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 非常に珍しい予算が上がってきたなというふうに思うのですが、今までこういう予算はなかったかなと思うのですが、その辺確認したいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

予算としては、樹木伐採の予算はこれまでもあったのですが、それに今回は樹木医の診断を行いまして、危険な木を選び出して、その木を切っていこうというものが加わりました。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 学校関係の危険な樹木というので時々苦情が来たりするのですけれども、そういうのはやったほうがいいと思います。

それで、金額とか、あとその診断をして、管理も委託するということで、それらのどういうふうなところを委託するのかとか委託の内容、あと委託先の想定とか、そういったところをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

委託の内容としましては、これまでと同様に、市内の造園屋にこの木とこの木を切ってほしいというような委託を発注する予定でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 診断をして、多分1本1本リストアップするのかなというふうに思うのですが、これは単年度契約ということになりますか。今回組んで、来年度、再来年度はどうするのということにもなるので、その辺の考えをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

今回樹木診断調査をやるに当たりまして、樹木医から危ない木の見分け方というのをあらかじめ教わりまして、例えば木にキノコが生えているとか、あとはうろができていたりとか、そういった木を教わりまして、学校に対してこういう木ありませんかと、危なそうな木はありませんかということで学校にお願いしました。学校から、ではこの木を見てくださいって上がってきたのが、小学校、中学校合わせると395本ありました。395本のうち、この木は元気だよというのが51本、伐採しなくてはならないというのが130本ありました。そのほかについては、伐採か枝をおろすか、そういったのを検討してくださいというのがありました。この130本につきまして、本当に危ないのはもう切りました。5本切りました。残った125本、これに対しまして、中学校では2年計画、小学校では3年計画で切っていくことと計画しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確認なのですが、今年度切る分はこれには入っているのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 久保田義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（久保田敏行君） お答えいたします。

今回の補正は、今年度切る部分に入っております。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ、質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明をお願いします。

飯島生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯島知枝君） 生涯学習課、飯島です。着座にて説明いたします。

議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。

15ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項6 社会教育費、目5 図書館費、事業名、図書館施設改修事業のうち、委託料72万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。まず、調査委託料38万5,000円でございますが、こちらは中央図書館職員駐車場

付近で発生しました陥没の原因を特定するため、陥没箇所付近の暗渠管内を調査するものです。また、蓄熱槽清掃委託料34万1,000円につきましては、令和6年度から明許繰越しました中央図書館空調機器更新工事終了後に設備内を循環する水の入替えを行い、腐食した巡回水を排出する蓄熱槽の清掃業務を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、文化スポーツ課から説明をお願いします。

成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 文化スポーツ課、成田でございます。着座にてご説明申し上げます。

議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、文化スポーツ課所管の補正予算についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費でございます。下から1段目、款10教育費、項7保健体育費、事業名、協和地区複合化事業（協和多目的研修センター）、2億1,963万7,000円でございます。これは、協和多目的研修センター改修工事を発注する上で適正工期を調べたところ、約9か月程度必要となるため、年内の工事完了が見込めない可能性もあり、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、6ページを御覧願います。第4表、地方債補正（変更）でございます。表の1段目、協和地区保健施設複合化事業の地方債の限度額について、5億2,200万円から400万円を増額し、限度額5億2,600万円に変更をお願いするものでございます。これは、協和多目的研修センター改修工事を実施するに当たり、協和地区保健福祉施設複合化事業債の借入れを行うものでございます。増額の内容につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

続きまして、10ページを御覧願います。2段目、款22市債、項1市債、目4衛生費、節1保健衛生債、説明欄8、協和地区保健福祉施設複合化事業債について、400万円の増額補正をお願いするものでございますが、地方債補正と同様に、協和多目的研修センター改修工事を実施するに当たり、協和地区保健福祉施設複合化事業債を活用し、事業費に充当するものでございます。増額の内容につきましては、歳出で説明させていただきます。

続きまして、15ページを御覧願います。上段、款10教育費、項6社会教育費、目2地域文化振興費、節12委託料、説明欄、文化財保護事業16万9,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、国指定史跡、新治廃寺跡の管理範囲の拡大による委託料の増額をお願いするものでございます。現在、新治廃寺跡の重要地である金堂跡と講堂跡が市の所有の土地であり、見学の中心地として完了しているところですが、見学者が訪れる際に、民有地を横断しなければならず、駐車場がないことから、民有地に車を乗り入れている状態となっております。地権者との交渉を重ねた結果、民有地所有者から土地の無償借地の申出があったことから、土地を借用した上で地縁団体にその管理を委託するものでございます。当事業は、見学者の安全の確保と利便性の向上、また遺跡の保存と適切な管理を行うことを目的とし、今後の調査活用につながる包括的なものと位置づけております。

続きまして、同じ15ページの一番下の欄を御覧願います。款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設

費、節14工事請負費、説明欄、協和地区複合化事業（協和多目的研修センター）に418万円の増額をお願いします。内容につきましては、協和多目的研修センターの改修工事を前に詳細設計を行ったところ、軒先の天井部分の軒天の部分が雨風や紫外線、小動物の侵入などにより著しく劣化し、カビなどによる腐食が判明したことから、当初予定していた改修工事に軒天部分の修繕工事を追加するものでございます。この軒天工事では、傷みが出ている軒天の下地材まで交換し、表面には防カビ、防水機能のある通気性のある塗料を塗ることで、防水性の向上、雨漏りや小動物等の侵入防止、環境衛生の改善が図られ、建物の長寿命化にもつながります。また、外壁の劣化や屋根裏の換気、火災時の延焼リスクを軽減する重要な役割も果たす軒天でございますことから、増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど説明ありました15ページの文化財保護事業ですね。これ金額は少ないのですが、16万9,000円ということで、地縁団体のほうにお願いしているということなのですが、新治廃寺の具体的な事業内容、16万9,000円で何をしてほしいのか、ちょっと教えてください。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

市有地がまず601平米ございます。これはもともと地縁団体、えのき会という会のほうで草刈りをしていただきまして、史跡の部分が年じゅう草を刈っていかないと、周辺の農地のほうにも影響出てしまいますし、あとは見学者のやっぱり足元も悪いということで、草刈りのほうを頼んでおりました。このたび借りられることになった土地が4,415平米、それが借りられることになりました。今まで車を止めやすい場所がありまして、そこは人がちょっとふだんからいないものですから、無断でというか、本当に止める場所がそこしかないものですから、地権者が気づくと車が何台か止まっているという状態が今まで続いておりました。ですから、そこを、当初謝罪をしていたところ、どうせだったらいつも止められてしまうのだったら、市のほうに貸してしまったほうがいいよということになりまして、駐車スペースからさらにその601平米の市有地まで行くのにもこの人の土地を歩いていかないといけない場所なのです。ですから、その場所も含めてお借りしたと。地権者は3名おりまして、3名ともそこは遠くからお客様をお迎えする上で、足元さえきちんと、草刈りですとか環境整備やっただけであればお貸ししますよということで借りました。そこで、地元の地縁団体さんとも相談しまして、草が生える時期、またいろいろお客様が来るような時期には、そこにちょっと看板を立てたりですとか、そういった活動をしていただけるということになりましたので、お願いをしたということです。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 先ほど課長から話ありましたけれども、これ駐車場、例えば車置く場所ですよ、これ私もほかの協和の議員もいらっしゃると思うので、ほかにも。呼ばれていると思うのですが、直接えのき会のほうで呼ばれて私見てきたのですけれども、実際この駐車場の看板もこっちの実際廃寺がある場所なんかと反対側の民家の中にあって、木で覆われて全然見えない状態であったり、あとは砂利ですよ。駐車場といっても入り口が狭くて、結局坂を上ってきて廃寺のところに来ても、道路の看板か何かがあっ

て、それ以外何もないので分からないのですけれども、入り口が狭くて、中が草が生えていて、その草刈りをずっとこれまでもやってきた状況で、例えばぬかったらもう入れないし、例えば砂利がちゃんと敷いてあって入り口がしっかり確保してあれば入りやすいし、看板もないとやっぱりどこがどこか分からないではないですか。最終的にこれいつまで草むしりを続けていくのかですよね。それと、最終的にどこを目指しているのか、ちょっと課長に聞きたいのですけれども。お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） こちらは、文化財としては非常に貴重な土地です。現状を見てみると何もないので、知らない人から見ると、ただそういった山が野原があるような状況ですが、昔のお役所があった広大な敷地を持った場所です。国のほうの指定ということでかかっておりますので、実はここには勝手にいろいろ建物を建てたり、電柱1本ですらちょっと立てるのも国の許可をもらって立てなければならない。あとは、農作物もあまり根が深くなるような作物は植えてはいけないとか、ちょっと制限がかなりかかっている土地です。ですから、看板1つ立てるにもやはり国のお伺いを立てて、許可をいただかないとちょっといけない場所です。また、碎石などを敷いてしまうと、後々その碎石、石がもともとそこにあったものなのかどうか分からなくなってしまう。植物なんかもそうなのですけれども、いろいろ植えてしまうと、もともとそこに生えていた植物なのかどうか分からなくなってしまうということで、基本持ち出さない、持ち込まないというのが原則です。ですから、ちょっとした看板を立てるについても、国のまずは許可をいただくことが必要になります。今ついているものを引き抜くのにも、許可が必要になります。あとは、もし碎石を敷くとなれば、後々碎石だけを取り除けるように、例えば下に防草シートか何かを敷いた上に碎石を載せていくとか、何かそういう方法でいかないと、将来的に何十年も何百年もたった後に、その石がもともとそこにあったかどうかというのが研究者の中では議論になってしまうので、やっぱりあまり手をつけないのが史跡にとっては一番いい状態ですから、今の状態が一番いい状態ですということは国に言われています。史跡はいじらないのが一番いいのですというのが。やはりあそこの風景を見に来た国の担当官が、ここから見える筑波山を当時の人も多分見ていただろうと。何も遮るものが目の前になくて、あの高台から筑波山が、あの景色が見える風景をきつとあの当時の人たちも同じ風景を見ていたのでしょうねって、だから非常に史跡の保存としては本当にいい場所ですよって、いい状態ですよというのが国のほうの意見でした。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 確かに前の火災とかになって崩れたその屋根の一部とか、瓦とか埋まっているのですよね、あれ。だから石敷けないというのは分かるのですけれども、ただこの19万6,000円って安い金額ですけれども、何のために予算を使って、前は草ぼうぼうだったではないですか。今きれいになってきた。何のために最終的に目的はどこにあるのかって、あのままでいいのかわかるのですよね。ただ、何とか現存、保存するだけで、これからずっと未来永劫やっていくのかどうか、そこだけ最後聞かせてください。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 実はあそこにエノキが生えています。あのエノキも本来は遺跡にダメージを与えるので、あのエノキは本来はあつてはいけないものです。ただ、地域のシンボリックな木はやっぱりいろいろ信仰もありますし、切れないというのが現状です。地域の人からすると、あそこは本当に大事な土地なのだと。先祖代々あそこを守ってきたという、やっぱりそれがあります。

○委員長（大嶋 茂君） 課長、この補正予算何に使うかというのが質問だと思うのだよね。

（「16万9,000円何に使うんだって」と呼ぶ者あり）

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 16万9,000円につきましては、外から来た方が、やはりその史跡をきちんと見れるように、安全に史跡の中に入っていけるように草を刈って、整備をしていく……

（「この金額で草刈りだね」と呼ぶ者あり）

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） （続）そういうことです。すみません。なんかごめんなさい、いろいろ。そういう話ですみません。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 草刈りをずっとやっていくということね、これ今の現状ではね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○委員（三澤隆一君） （続）分かりました。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その草刈りのことなのですが、今年16万9,000円というのは、今年度分ですけれども、来年度また予算つけるわけですよね。そうすると、もうちょっと増えるのかなと、その辺お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） この議会の議決をされた後に、土地を無償で借りる契約を結びます。そうしますと、多分9月ぐらいからお借りすることになるので、今回出させてもらった計算では、9月からの計算で、ごめんなさい。7月からですね。そうすると、9か月の一応計算で立てております。ですから、来年は1年丸々ということで取らせていただきたいなと考えております。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、明野コミュニティセンターから説明願います。

長本明野コミュニティセンター長。

○明野コミュニティセンター長（長本敏介君） 明野コミュニティセンター、長本です。着座にて失礼します。

それでは、議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、教育委員会明野コミュニティセンター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正でございます。中段にあります款10教育費、項6社会教育費、事業名、明野コミュニティセンター改修事業2億4,269万3,000円をお願いするものでございます。これは、今年度当初予算に計上しております明野コミュニティセンター改修事業において、物価高騰により補正をお願いすることと、補正後に工事を発注すると、年度内の工事完了が困難なことから、全額を翌年度に繰越しをするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。第4表、地方債補正（変更）でございます。明野コミュニティセンター改修事業債の限度額について、2億770万円から1,070万円を増額し、2億1,840万円に変更をお願いするものでございます。これは、先ほど繰越明許費補正でご説明いたしました明野コミュニティセンター改修事業において、物価高騰により補正を行うものでございます。

次に、10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款22市債、項1市債、目10教育債、節5社会教育債、説明欄5、明野コミュニティセンター改修事業債の増額により1,070万円を増額するものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。上から2段目、款10教育費、項6社会教育費、目3コミュニティセンター費、節14工事請負費、説明欄14、工事請負費、空調設備改修事業に1,189万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました物価高騰によるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第54号について、全ての部の説明質疑を終了いたしました。

議案第54号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決をいたします。

議案第54号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第1号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了いたします。

執行部は退席願います。どうもご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告については、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」提出いたします。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時13分